

公益財団法人 東急財団

調査・試験研究助成に関する基準と個人情報の保護に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は 公益財団法人 東急財団（以下「財団」という）が行う次の各号の調査・試験研究（以下「調査・研究」という）助成に関する調査・試験研究の選定基準、助成の方法、調査・研究の実施方法、助成金の支払い方法ならびに調査・試験研究者（以下「調査・研究者」という）の個人情報の保護の方法を定める。

- (1) 産業活動または、住生活と多摩川およびその流域との関係に関する調査・研究に対する助成・援助。
- (2) 排水・廃棄物等による多摩川の汚染の防除に関する調査・研究に対する助成・援助。
- (3) 多摩川およびその流域における水の利用に関する調査・研究に対する助成・援助。
- (4) シンポジウム、音楽会あるいは出版等による環境啓発活動や、歴史的な遺産あるいは社会システムの維持保全・回復運動等、多摩川及びその流域における環境保全や文化の創造に広く寄与するもの。

第2章 調査・研究の選定基準

(選定基準)

第2条 助成の対象となる調査・研究は多摩川およびその流域の環境浄化に役立つ調査・研究であること。

- 2 調査・研究の計画および方法が目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待し得るものであること。

(調査・研究者の資格)

第3条 助成金交付の対象となる調査・研究者は次の各号の要件に適合しなければならない。

- (1) 調査・研究を計画に従って遂行するに足る能力を有すること。
- (2) 過去の業績ある者を優先する。
- (3) 過去に助成をうけた調査・研究で、不相当と認められる行為がなかったこと。

第3章 助成の方法

(助成金交付の要望申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、調査・試験研究助成金交付要望申請書[別紙1]を定められた期日までに提出しなければならない。

(助成金交付の内定通知)

第5条 財団は、前条の規定による助成金交付要望申請書の提出があったときは、書

類等の審査を行なうほか、必要に応じて調査等（ヒヤリング等）を行ない、調査・試験研究助成金交付内定通知書[別紙2]を調査・研究者に送付するものとする。

- 2 財団は必要と認めるときは、調査・試験研究助成金交付要望申請書を提出した者に対して、参考となる書類の提出を求めることができる。

第6条 前条の規定による内定通知を受けた調査・研究者は、これを承諾した場合は定められた期日内に調査・試験研究助成金交付申請書[別紙3]を提出しなければならない。

(助成金交付の決定通知)

第7条 財団は前条の規定による調査・試験研究助成金交付申請書の提出があったときは、書類等の審査を行なうほか、必要に応じて調査等（ヒヤリング等）を行ない、調査・試験研究助成金交付決定通知書[別紙4]を調査・研究者に送付するものとする。

(請書の締結)

第8条 調査・研究者は、前条の規定による調査・試験研究助成金交付の決定通知を受け、これを承諾した場合は10日以内に財団に請書[別紙5]を提出しなければならない。

第4章 調査・研究の実施方法

(変更等の承認)

第9条 調査・研究者は、次の各号に該当するときはあらかじめ下記による助成調査・試験研究変更承認申請書等を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成調査・試験研究（以下「助成調査・研究」という）の計画および方法を変更しようとするとき。《様式1》
- (2) 助成金交付決定通知書の費用の流用は調査研究費総額の15%を限度とし、これを超える場合。《様式2》
- (3) 助成調査・研究を中止、または廃止しようとするとき。

(事故の届出)

第10条 調査・研究者は助成調査・研究が予定の期間内に完了しない場合または助成調査・研究の遂行に重大な支障をおよぼすと認められる事故が発生したときは、遅滞なく助成調査・研究事故届《様式3》を財団に提出し、その指示を受けなければならない。

(調査・研究の進捗中における報告)

第11条 財団は、その助成調査・研究が財団の事業年度にまたがる場合は、必要に応じて、その助成調査・研究の概要に関する中間報告書《様式7》の提出を求

めることができる。

(助成調査・研究の完了報告)

第12条 調査・研究者は、助成調査・研究が完了したとき（助成調査・研究の廃止の承認を受けたときを含む）は、助成調査・研究完了報告書《様式4-1》または、《様式4-2》を作成し、その日から起算して30日以内に財団に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により提出が困難となったときは、財団の承認を受けなければならない。

(助成金の額の確定)

第13条 財団は前条の規定により提出された完了報告の内容審査ならびに必要な応じて費用の証票、帳簿等の調査等を行ない助成金額を確定し、これを助成調査・試験研究者（以下「助成調査・研究者」という）に通知しなければならない。

第5章 助成金の支払い方法

(助成金の支払区分)

第14条 助成金の支払いは原則として精算払いとし、必要に応じて分割払いおよび前金払いとする。

(助成金の支払い)

第15条 財団は、第13条の規定による助成金の額を確定した後において助成調査・研究者から助成金精算払請求書《様式5》が提出されたときは、助成金を支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成調査・研究者は、助成調査・研究の完了以前に助成調査・研究に必要な金額の支払いを受けようとするときは、助成金分割（前金）払請求書《様式6》を財団に提出することができ、財団はこれを支払うことができる。

(助成金の返還または支払い)

第16条 助成調査・研究者は第13条の規定による確定額を超える金額の支払いをすでに受けている場合は、財団の請求により、その超える額を返還しなければならない。

- 2 財団は、確定額に満たない金額を支払っている場合は、その不足額を助成調査・研究者に支払うものとする。

(帳簿等の整理)

第17条 助成調査・研究者は、帳簿を備え、助成調査・研究について他の経理と区分して、その収入額および支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかななければならない。

- 2 助成調査・研究者は前項の帳簿、その他助成調査・研究の経理による証拠書類を助成調査・研究の完了の日の属する事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

第6章 調査・研究者の個人情報の保護の方法

(調査・研究者の個人情報の保護)

- 第18条 財団は、個人情報保護法の全面施行に伴い、調査・研究者の個人情報の重要性を認識し、大切に扱うため、同法、同法関連法令ならびにガイドライン等を遵守する。
- 2 財団は前項の達成のため、事務局長を個人情報保護管理者と定め、局員の教育訓練を定期的実施させる。これにより、情報の厳重な管理に努め、
 - ① 法令による場合を除き、個人情報は承諾なく第三者には提供、開示しないこと
 - ② 個人情報を正確かつ最新に保つこと
 - ③ 個人情報の紛失、改ざん、漏洩等の予防措置ならびに安全策を講ずること等を確実にする。
 - 3 財団は利用目的を明示した上で、個人情報を適法かつ公正に収集し、又、その特定された利用目的の達成に必要な範囲内でのみ利用する。
 - 4 本人から、個人情報の取扱いについての苦情があったとき、情報の内容が事実でないとの理由による内容の訂正、追加、又は削除の請求があったとき、或は、利用停止又は消去の申し出を受けたとき、財団は遅滞なく必要な調査を行い、適切な措置を講ずるなど、誠実に対処する。
 - 5 財団は、助成調査・研究の成果集の印刷など、個人情報を扱う業務の処理を財団以外に委託するときは、個人情報の保護を徹底するよう、委託先に義務づけ、監督する。

第7章 雑 則

(助成金の交付決定の取り消し)

- 第19条 財団は助成調査・研究者が本規程に違反した場合は、助成金の全部または一部の交付の決定を取り消すことができるものとする。
- 2 その他、本規程は助成金の額の確定後においても適用できるものとする。
- 第20条 財団は前条により、助成金の交付の取り消しをした場合において、助成調査・研究の当該取り消しにかかわる部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部または一部を返還させるものとする。

附 則

この規定は、昭和50年4月15日より適用する。

改正 昭和54年 5月 8日

改正 昭和63年 3月30日

改正 平成17年 9月 1日

改正 平成22年12月 7日